# 制度は豊富に存在するものの 優遇措置に偏りがあり、利用は進んでいない

である、②日本は投資損失を控除する措置は充実しているが、キャピタル・ゲインに関する優 ギリスの税制と比較すると、①投資額に関する優遇税制が税額控除ではなく、所得控除が中心 日本のエンジェル税制は、品揃えとしては充実しているようにみえる。しかし、アメリカやイ とした投資信託等の優遇措置がないといった違いがあり、今後の検討課題としてあげられる。 **遇措置はない、③優遇措置の適用要件が厳しい、④VCTのようなベンチャー企業を投資対象** 

制度調查担当部長 古井大和総研金融調査部

洋



所得控除が中心

#### ベンチャー投資市場規模が小さい日本の

度 (投資金額875億円、投資 (注1)によると、日本におけるベンチャーキャピタル等の年 るベンチャーキャピタル等の年 間投資金額は1818億円、投 質先社数は1000社で、うち 国内向けの投資金額は718億 円である(2013年度)。こ こ15年間で最も少なかった09年 こ15年間で最も少なかったの9年

先社数991社)からは回復しているものの、1700兆円の個人金融資産からみると、フローとストックの比較とはいえ、一とストックの比較とはいえ、で最も多かったのは、00年度の2790億円である。ここ15年で、アメリカの6兆円程度(5ば、アメリカの6兆円程度(5が際立つ。創業・起業に関しても、日本の起業活動率は3~5

%程度で、欧米(アメリカは10 %弱、ヨーロッパは5~7%) と比べて低い水準にあることが 指摘されている (注3)。 なぜ、日本ではベンチャー投 資が促進されないのか。本稿で は、日本のエンジェル税制をア メリカやイギリスの税制と比較 と、改善の余地があるか否かを し、改善の余地があるか否かを 検討したい。

日本のエンジェル税制充実している

用実績をみると、13年度で15億 用実績をみると、13年度で15億 の優遇措置(いわゆるエンジェル税制)の拡充が考えられる。 で実しているようにあげるように、 別表1や図表2にあげるように、 で実しているようにみえる。さ が実しているようにみえる。さ がに、14年度からは法人による らに、14年度からは法人による らに、14年度からは法人による らに、14年度からは法人による。 がンチャー投資を促進する措置 と、15億 でンチャー投資を促進する措置

〔図表1〕 わが国のエンジェル税制(個人向けベンチャー投資優遇税制)の概要

|     |        |                        | 対象         | 適用時期                                         | 措置の内容                                                                                                                                      | 備考                     |
|-----|--------|------------------------|------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1   | 取得時の特例 | 投資額の譲<br>渡所得等か<br>らの控除 | 特定中小会社株式   | 2003年4月1日<br>以後に払込みに<br>より取得                 | 投資金額分だけ、その年の株<br>式等の譲渡所得等から控除・<br>圧縮することができる(取得<br>価額は引下げ)                                                                                 | - ①②の<br>いずれかを<br>選択適用 |
| 2   |        | 投資額の寄<br>付金控除          | 特定新規中小会社株式 | 2008年4月1日<br>以後に払込みに<br>より取得                 | 取得金額に寄付金控除を適用<br>することができる。控除額の<br>上限は、以下の i 、ii の低い<br>ほう<br>i . 総所得金額の 40%<br>ii .1,000 万円                                                |                        |
| 3   | 譲渡時の特例 | 価値喪失に<br>係るみなし<br>譲渡   | 特定中小会社株式   | 1997年6月5日<br>以後に払込みに<br>より取得                 | 上場前に次のいずれかで価値を失った場合、譲渡損失とみなして株式等の譲渡所得等から控除することができる i .発行法人の解散に伴う清算の結了 ii .破産手続開始の決定                                                        | _                      |
| 4   |        | 譲渡損失等<br>の繰越控除         |            |                                              | 以下の損失について3年間の<br>繰越控除が認められる<br>i . 上場等の日の前日までの<br>間に譲渡した場合に生じた譲<br>渡損失<br>ii . 発行会社が解散し、その<br>清算が結了した場合の損失<br>iii . 発行会社が破産宣告を受<br>けた場合の損失 | _                      |
| (5) |        | 譲渡所得の<br>1/2 課税の<br>特例 |            | 2000年4月1日<br>以後2008年4月<br>30日までに払込<br>みにより取得 | 払込みにより取得した株式を<br>譲渡日までに3年超保有し、<br>公開後3年以内に売却等した<br>場合には、譲渡益を 1/2 に<br>軽減できる                                                                | (新規の取得<br>は不適用)        |

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成 (図表2~3も同じ)

円程: (2) 法 ある。 (1) 個 特定中小会社には、認定された における資金調達を支援する目 税制の概要は図表1のとおりで 比べてもかなり少ない。 争力強化法によって認定された 制が導入された。法人が産業競 れた会社なども含まれる。 ベンチャーファンド 的の制度と位置付けられている。 もわかるように、とくに起業期 図表2の対象企業の要件をみて なると思われる。当該制度は、 とって大きなインセンティブに らも控除できるため、 給与所得など総合課税の所得か 株式等の譲渡所得等に限 資額の寄付金控除に関しては、 数380名) 有限責任組合)を通じてベンチ ベンチャーファンド 有限責任組合) イギリスの2700億円強(12 人向けのベンチャー 13 年、 14年度の税制改正により、 日 本の 度 図表1に掲載した②の投 個人向けのエンジェ 14・8億パン) にとどまり (注4)、 を通じて投資さ 投資促進税 (投資事業 (投資事業 利用者に (注 5 いらず、

#### [図表2]

#### 日本のエンジェル税制の投資対象企業のおもな要件

|                           | 特定新規中小会社                                                                                     | 特定中小会社                               |                                                                 |  |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--|
| 1. 創業3年未<br>数要件) <i>t</i> | 満の中小企業(資本金要件または従業員)つ                                                                         | 1. 創業 10 年未満の中小企業(資本金要件または従業員数要件) かつ |                                                                 |  |
| 2. 下記の要件を満たすこと            |                                                                                              | 2. 下記の要件を満たすこと                       |                                                                 |  |
| 設立経過年数                    | 要件                                                                                           | 設立経過年数                               | 要件                                                              |  |
| 1年未満かつ<br>最初の事業年<br>度未経過  | ●研究者あるいは新規事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、<br>●成長発展のための事業計画を有すること                             | 1 年未満                                | 研究者あるいは新規事業活動従事者が<br>2人以上かつ常勤の役員・従業員の 10<br>%以上                 |  |
| 1年未満かつ<br>最初の事業年<br>度を経過  | ●研究者あるいは新規事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、<br>●直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字                           | 1年以上2年未満                             | ●新規事業活動従事者が2人以上かつ<br>常勤の役員・従業員の10%以上<br>または<br>●試験研究費等が収入金額の3%超 |  |
| 1年以上2年未満                  | ●研究者が 2 人以上かつ常勤の役員・従業員の 10%以上 または<br>●試験研究費等が収入金額の 3%超で、<br>●直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字            | 2年以上<br>5年未満                         | ●試験研究費等が収入金額の3%超または<br>●売上高成長率が25%超                             |  |
| 2年以上<br>3年未満              | <ul><li>■試験研究費等が収入金額の 3%超または</li><li>●売上高成長率が 25%超で、</li><li>●直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字</li></ul> | 5年以上<br>10年未満                        | ●試験研究費等が収入金額の 5%超                                               |  |

- 3. 外部(特定の株主グループ以外)からの投資を 1/6 以上取り入れている会社であること
- 4. 大規模法人(資本金 1 億円超)および当該大規模法人と特殊な関係(子会社等)にある法人(大規模法人グループ)の所有に属さないこと
- 5. 未登録・未上場の株式会社で風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと
- 6. 金銭の払込みにより対象となる企業の株式を取得していること
- 7. 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合を順に加算し、その割合が初めて50%超になる時における株主グループに属していないこと

% 以 満たす必要がある。 円以上で、 %以下の金額を、 と等のいわゆる 組合契約書に盛り込まれている 目標内部収益率(IRR) 資事業の実施期間が10年以下、 合は、出資金額がおおむね20億 ることができる。 業者投資損失準備金として積み 足る知識・経験を有しているこ 営に関する意見を述べることが に経営または技術の指導を行う 立てることにより、 ヤー から17年3月31日までとされ 営または技術の指導を行うに 無限責任組合員が投資先企業 1%以上などの ヤーキャピ 対象企業は産業競争力強化法 なども求められている。 Ę 当該株式等の取得価 合の認定期間は14年1月 資する投資事業有限責任 -投資の実績や、投資先に無限責任組合員が、ベン 必要に応じて取締役に経 無限責任組合員 組合の投資計画で投 株式等を取得 タル) 「ハンズオン要 新事業開拓事 一定の要件を の出資割合 損金算入す 盟額の 80 80 ベベン が 15 20

受けた「新事業開拓事業者」で、四十二の大規模法人(資本金1億同一の大規模法人(資本金1億同一の大規模法人(資本金1億元、1000元元を保有されている会社や複数の大規模法人でループに発行済株式等の3分の2以上を保有されている会社は投資対象には該当しない。適格機関投資家で、その他有価証格機関投資家で、その他有価証格機関投資家が出資する場合は、出資約束金額が2億円以上の投資家が出資する場合は、出資約束金額が2億円以上の投資家が出資する場合に、出資約束金額が2億円以上の投資家が出資する場合に、出資約束金額が2億円以上の大規模法人で表表している。

個人のベンチャー投資がなか個人のベンチャー投資がなか増えない現状をふまえ、民力を有効に活用し、ベンチャー投資を促進する目的で導入された。現在まで認定されたファンた。現在まで認定されたファントは3件にとどまっている(経済産業省ホームページ)。

れている。

Investment Scheme) も導入さ

### (3)海外のエンジェル税制との比別海外のエンジェル税制との比別

か、事業拡張期かなどの違いも起業時などのアーリーステージある。対象とするステージが、と比較すると図表3のとおりでと比較すると図表3のとおりで

日本の terprise Investment Scheme) 促進の税制としてEIS られる。イギリスは従来から、 延べや軽減措置、 らはSEIS(Seed Enterprise することを目的として、 ったが、起業段階の投資を促進 投資スキームとして、 ファンドを経由したベンチャー 直接投資によるベンチャー が中心であるといった違いがみ ギリスの制度は譲渡益の課税繰 あるのに対して、 あるため単純比較はできない (Venture capital trusts) 制度が投資額の所得から 損失の控除が中心で アメリカやイ 税額控除など 12 年 か V C T があ (En-·投資 が

両国以外にも、たとえば、フランスではベンチャー投資額のランスではベンチャー企業 免税(保有期間要件あり)、フ免税(保有期間要件あり)、フ免税(保有期間要件あり)があると (保有期間要件あり)があるという (注6)。

#### 除のポイント日本の税制を検討する

## り 飛額控除ではなく所得控除が

経済産業大臣の認定を

も控除可能な措置で、投資イン みで住民税には適用されな われるが、当該制度は所得税の センティブとしては大きいと思 所得等のみならず他の所得から の寄付金控除は、株式等の譲渡 より有利な制度となる。 高い税率を適用される富裕層に 額が減少することになるため、 れる税率を適用した金額だけ税 控除は控除額に各個人に適用さ く恩恵が及ぶのに対して、 除は納税者の所得水準に関係な 額控除を比較した場合、 ベンチャー投資を行う個人投 優遇措置として所 投資額 税額控 所得 61

|控除は、投資した年に限定し| 譲渡所得等からの控除や寄付| さらに、日本の場合、投資額

た適用となっている。これに対年の投資が税額控除の対象となる投資の上限額に満たない場合、る投資の上限額に満たない場合、翌年の投資を前年に行われたも翌年の投資を離持するとしても、所得控除を維持するとしても、所得控除を維持するとしてもでしても、があることとされている。現状のめることとされている。これに対表使用投資枠について同様の措置を設けることなども検討してよいように思われる。

### 2譲渡益に関する軽減措置がな

当該株式の譲渡益に関する課税 控除の制度は充実している む)を売却してベンチャー企業 他の資産(EIS等の株式を含 イギリスのEIS等のように、 を取得する場合の課税繰延べ、 るベンチャー しては)設けられていない。ま の株式投資により生じたロスの った措置は導入されていない。 た、アメリカのように対象とな の減免措置は(新規の投資に関 の売却益への課税繰延 株式を取得した場合の他 H 別のベンチャー企業の株式 場合、 企業の株式を売却 ベンチャー んべとい の資

ベンチャー企業に継続的

に投

「回主?」 ロツ茶のエンジャル税制(個人向けべンチャー姫姿原埋税制)の比較

| 〔図表     | 3 ]                    | 日米英のエンジェル税制(個人向けベンチャー投資優遇税制)の比較                                     |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|---------|------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|         |                        | 日本                                                                  | アメリカ                                                                                                           | イギリス                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 優遇措置の内容 | 投資時点<br>(配当は<br>保有期間中) | ①投資額の譲渡所得等<br>からの控除<br>②投資額の寄付金控除                                   | _                                                                                                              | ●EIS  ・投資額の30%の税額控除(上限投資額年100万ポンド)  ・他の資産を譲渡してEIS適用企業に投資した場合の課税繰延べ(EISへの投資開始は譲渡益発生1年前以前、もしくは3年後以降) ●SEIS  ・投資額の50%の税額控除(上限投資額年10万ポンド)  ・他の資産を譲渡してEIS適用企業に投資した場合、譲渡益の1/2を課税繰延べ(2014~15年)  ●VCT  ・投資額の30%の税額控除(上限投資額年20万ポンド)  ・配当課税の免除(上限投資額年20万ポンド) |  |
|         | 譲渡時                    | ③価値喪失に係るみな<br>し譲渡<br>④譲渡損失等の繰越控<br>除<br>⑤譲渡所得の 1/2 課税<br>の特例(新規はなし) | a. 適格小規模法人(QSB)の株式買換時の譲渡益課税繰延べb. QSBの株式売却時の譲渡益課税免除・原則50%免除・取得時期に応じ75%、100%も・上限は税務簿価の10倍か1,000万ドル(夫婦合算申告)の大きいほう | ●EIS・SEIS:税額控除が認められた株式の3年間保有後の譲渡益は免税<br>●VCT:譲渡益課税免除(上限投資額年20万ポンド)                                                                                                                                                                                 |  |
|         |                        |                                                                     | c. 小規模株式 (SB)<br>の譲渡損の通常所得と<br>の通算 (夫婦合算申告<br>で年間 10 万ドルまで)                                                    | ●EIS・SEIS:譲渡損(税額控除額を減額)を通常所得から控除                                                                                                                                                                                                                   |  |
|         | 類型                     | 非上場の国内企業                                                            | QSB:アメリカの一<br>般法人<br>SB:アメリカの小規<br>模法人                                                                         | ● E I S:非上場の英国内PE保有企業<br>● V C T<br>• ロンドン証券取引所に上場<br>• 投資対象の70%が非上場会社                                                                                                                                                                             |  |
| 投資対象要件  | 規模要件                   | 資本金 5,000 万円以下<br>~3 億円以下<br>従業員数 50 人以下<br>~900 人以下                | ●QSB:総資産5,000<br>万ドル以下<br>●小規模法人:払込資<br>本100万ドル以下                                                              | ●EIS<br>■総資産が株式発行前で1,500万ポンド<br>以下、株式発行後で1,600万ポンド以下<br>■従業員が250人未満<br>●SEIS<br>■総資産が株式発行前で20万ポンド以下<br>■従業員は25人未満                                                                                                                                  |  |
|         | 経過年数                   | 創業3年未満/10年未満                                                        | _                                                                                                              | ● E I S:株式発行後3年間は投資対象<br>要件を充足<br>● S E I S:発行時点で創業から2年以<br>内                                                                                                                                                                                      |  |
|         | 支配要件                   | ●大規模法人の所有に<br>属さない<br>● 1/6 以上は外部株主                                 | _                                                                                                              | ●EIS:別の会社や社外の人に支配されていない<br>●VCT:VCTも投資対象も別の会社に支配されていない                                                                                                                                                                                             |  |

|          |                       | T                                                          | T                                             |                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-----------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 事業要件 /<br>調達資金の<br>用途 | ●研究開発費要件 ●人員要件(研究者、新規事業従事者) ●売上高成長率 ●営業キャッシュ・フロー赤字 ●風俗営業以外 | QSB                                           | ● E I S·SE I S - 一定の業種を除く - 調達資金は新株発行から2年(SE I Sは3年)以内に適格な企業活動に使用 ● V C T ◇投資対象企業 - 一定の業種を除く事業 - 総資産がV C T 投資前で1,500 万ポンド以下で投資直後は1,600 万ポンド以下、従業員250 人未満の企業 など ◇内部留保は収入の15%以内 ◇投資価値の70%以上が適格な投資 ◇特定企業への投資は15%以内 |
|          | 新株発行 / 自己株式取得等        | _                                                          | QSB:一定期間の自<br>己株式取得制限                         | ● E I S:年間株式発行上限は500万ポンド(他の措置や政府の補助と合算)<br>● S E I S:スキームを通じて15万ポンドが調達上限<br>● V C T:投資対象企業の年間株式発行上限は500万ポンド                                                                                                     |
| 個人投資家の要件 | 取得方法                  | 金銭の払込みによる出資による取得                                           | 金銭その他の資産を対<br>価として発行会社から<br>直接取得              | 新株引受による取得<br>VCTの場合はVCTの新株の取得(配当免税・譲渡益免税は市場での購入により取得した株式も可)                                                                                                                                                     |
|          | 保有期間など                | ⑤のみ要件あり(3年<br>間保有、公開後3年以<br>内の売却等)                         | QSB:保有期間要件<br>aは6カ月以上、bは5<br>年超<br>SBは発行時から保有 | ● E I S·SE I S<br>■ 発行日から3年間は保有<br>■ 投資企業との間で発行済株式等の30<br>%以上保有等の特別な利害関係が存在しない<br>■ V C T:最低5年間保有                                                                                                               |

(注) SEISは2017年4月6日前発行の株式に適用。ただし財務省の命令で延長可能。

中小会社の営業キャッシ う指摘のほか、特定新規 支出、 この経過年数規定につい の制約が設けられている。 業について設立後の年数 間もない企業の資金調達 は、 ように思われる。 うえで、これらの買換え する資金の流 ュフローが赤字という要 がそれほど多くないとい らの要件を満たせる企業 要件を定めている。これ ある。また、アメリカや 数が短すぎるとの指摘が あるためか、適用対象企 を支援することが念頭に することも検討に値する 構成などについて細かい 種による制約は少ないが、 イギリスと比べると、業 会社の3年未満という年 て、とくに特定新規中小 日 適用対象の要件が厳し の課税繰延制度を導入 創業してから比較的 本のエンジェ 財務の係数、人員 制度の活用を妨げ れをつくる 税制

象としているが、配当免税 リスのVCTのような上場ファ じての投資に限定される。イギ 置の対象となっているが、あく 任組合)を通じた投資は優遇措 渡益免税は、市場から購入した 行時に取得したVCTのみを対 CTでは、税額控除こそ新株発 けられていない。イギリスのV ンドを対象とした優遇措置は設 としない組合型のファンドを通 までも証券としての流通を前提 ャーファンド(投資事業有限責 ャー投資ファンドは限定的 4優遇措置の対象となるベンチ も考えられる。 観点から要件を再検討すること 資金調達手法への対応といった なども含め、このような新しい 資型に限らず、 連の改正法令が施行された。 務に関連する金融商品取引法関 資型クラウドファンディング業 しいとの指摘などもある。 1以上取り入れることがむずか ている、 CTも対象としている。 日本では、認定されたベンチ また、15年5月29日からは投 プ以外)からの投資を6分の (特定の株主グル 寄付型・購入型 日本 投

あるように思われる。 適用することも検討する余地は 療株式投資信託に、優遇税制を 資対象とする上場投資信託や公 でも、パススルー型のファンド

### 宣句(5)法人ベンチャー投資税制が硬

資を行わせたほうが新規事業の 育成する、あるいは、事業会社 資家の資金を利用して連携して 判断すれば硬直的な制度になっ 3件にとどまっていることから 育成に役立つというのが当該制 金と目利き能力をもつ企業に投 としない個人よりも、潤沢な資 そもそもリスクをあまりとろう ないとの考えもあるとは思うが ンティブを与えるべきものでは 務の延長であり、税制のインセ これらは、事業会社の通常の業 は想定されていないと思われる。 するといったことに用いること スを発見してそれに資金を投資 が自社と関係のある新規ビジネ 出した事業のシーズを外部の投 大学等との共同研究などで生み えば、事業会社が社内あるいは ているようにも思われる。たと 現行の制度は、制度の利用

まれる。とかも、現行の制度は時限をある。しかも、現行の制度は時限されるように継続的な検討が望されるように継続的な検討が記しません。

#### 6その他

イギリスでは、13年からパテントボックス税制が導入された、軽減された法人税率対して、軽減された法人税率がして、軽減された法人税率がして、軽減された法人税率で税制ではないが、ソフトウェた税制ではないが、ソフトウェた税制ではないが、ソフトウェといった観点から検討してみてといった観点から検討してみてといった観点から検討してみてよいように思われる。

根主資本部分に一定の利子率を 株主資本部分に一定の利子率法 人所得から控除できるNID (Notional Interest Deduction) という制度を導入している。支 という制度を導入している。支 という制度を導入している。支 という制度を導入している。 (借入金・社債等)による資金 (借入金・社債等)による資金 株主資本に対するみなし利子の 株主資本に対するみなし利子の

投資を促す可能性もある。該制度を導入することで、新規が、ベンチャー企業を対象に当育成を目的とした制度ではないが期待される。ベンチャー企業

2 NVCA (National Venture Capital Association) 3 「わが国における起業活動 の現状と政策対応 – 国際比較の

(租税特別措置)要望事項4 経済産業省15年度税制改正年1月3ページ)

び立法考査局、レファレンス13田悟 国立国会図書館調査およ

5 イギリスHM Revenue Customs

6 経済産業省委託調査事業 村する直接金融に関する調査報 告書」(11年3月、みずほ総合 研究所)、金融庁委託調査「諸 外国のベンチャー投資支援税制 に関する調査研究」(11年1月 に関する調査研究」(11年1月 に関する調査研究」(11年1月 19年ハウスクーパース)参照 7 経済産業省委託調査事業 「個人投資家によるベンチャー 企業等への投資活動の実態に関 する調査報告書」(13年3月、 野村総合研究所)参照

しい かずひろ

87年大阪大学法学部卒、同年大和証券に入社。アナリスト業務 ・金融規制等の調査を担当。06 ・金融規制等の調査を担当。06